**支援者の皆様へのお願い**

定款第３章に基づき、以下の点についてご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

**1. この法人の会員は、次の３種とする。**

正会員 – この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業に協力するため入会した

 個人及び団体

賛助会員 – この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

その他会員 – 理事会において決定する会員

**2. 入会について**

会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

**3. 会員期間について**

会員申請終了後、銀行口座へ入金が確認された月から一年を会員期間とする。

**4. 会費について**

会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

**5. 会員資格の喪失を喪失する事項について**

・退会届の提出をしたとき。

・本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

・継続して3年以上会費を滞納したとき。

・除名されたとき。

**6. 退会について**

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

**7. 除名について**

会員が次のことに該当する時、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

・この定款等に違反したとき。

・この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

**8. 拠出金品の不返還**

既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

特定非営利活動法人 SEEDS Asia